



令和7年度 議会活性化計画書

(附 令和6年度 議会活性化計画 最終評価書)

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して



芽室町議会

目次【令和7年度議会活性化計画書】

1	議会活性化計画の策定	2
2	政策課題	2
(1)	政策課題とその概要	2
(2)	政策課題別実行計画	4
3	議会運営の活性化策	7
(1)	芽室町議会基本条例の前文	7
(2)	芽室町議会の運営の基本理念と基本方針	7
(3)	活性化実行計画	10

附録目次【令和6年度議会活性化計画最終評価書】

1	政策課題別実行計画の達成状況評価	15
2	活性化実行計画の達成状況評価	22
3	芽室町議会基本条例の検証結果	32

1 議会活性化計画の策定

芽室町議会は地域の活性化を促進するために次の目的で議会活性化計画を策定します。

(1) 住民参画の促進

議会活動を町民に対して説明し、積極的に情報を公開することで、町民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

(2) 政策決定と監視

議会は政策決定や町長の事務執行を監視・評価する役割を果たします。

(3) 独自の政策立案と提言

提出された議案の審議や審査だけでなく、議会は独自の政策立案や提言にも取り組みます。

2 政策課題

(1) 政策課題とその概要

ア 総務経済常任委員会

(ア) まちなか再生推進事業

「まちなか再生ビジョン」が施行され、まちなか再生推進事業がスタートしたが、かつての「賑わい」を取り戻し、新たな「賑わい」を創出したまちなかの具体的なイメージが見えていない。

また、新たな施策である Park-PFI が、まちなか再生や中心市街地活性化にどのように寄与するかが不明確である。

まちなか再生推進事業が町民の思いを反映し、町民とともに推進できる事業であるか、また財政的に実現可能であるかを調査・研究する。

(イ) 協働のまちづくり活動支援事業

少子高齢化や人口減少に伴い、町内会組織の高齢化や加入率の低下が加速している。また、住民ニーズの多様化や複雑化によりコミュニティの在り方も大きく変化している。

これら社会情勢の変化をうけいれながら、時代に即した協働のまちづくりを推進するために、地域コミュニティの在り方や、地域担当職員制度のさらなる機能発揮について調査・研究する。

イ 厚生文教常任委員会

(ア) 地域に必要とされる医療提供体制と持続可能な公立芽室病院の経営強化策

公立芽室病院は、総務省が示す「持続可能な地域医療体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、令和5～9年度を期間とする「公立芽室病院経営強化プラン」を策定した。現在、役割・機能の最適化と連携強化、医師・看護師等の確保と働き方改革、経営形態の見直し、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組、施設・設備の最適化、経営の効率化等の項目に基づき、さまざまな取組を進めている。

全国的に少子高齢化と人口減少が進み、公立病院の多くが経営悪化に直面する中、地域包括ケアシステムの中核施設や地域医療提供体制の拠点となる公立芽室病院の持続可能な経営策について、必要に応じた政策提言を行うことは議会の重要な責務であることから調査研究を進める。

(2) 政策課題別実行計画

政策課題名：施策（事業）名： まちなか再生推進事業

R7年度

計画・評価

所管委員会：総務経済常任委員会

作成年月日：令和 7年 5月23日

【現状】

- R6 スタートした事業だが、町民への周知、説明が不足している。また、町民のビジョンへの理解が充分ではない。
- 具体的なまちなか再生のイメージが見えない
- Park-PFI がまちなか再生につながるか、不透明
- 実現に向けた、将来の財政計画が明確でない

【目指す姿】

- 生活者、消費者に必要とされる、まちなか再生。
- このまちに暮らす町民のため
- まちなかの「賑わい」、町内外者が集う場の創出

【芽室町総合計画との関係／関連するこれまでの議会の取組】

施策 1-2-1 地域内経済循環の推進と商工業の推進

【今年度の計画】

- ・かつての「賑わい」新しい「賑わい」が創出される、まちなか再生推進事業とするべく調査研究を行う。
 - ①まちなか再生事業の進捗状況
 - ②町民の幸福度及び福祉の向上と中心市街地活性化につながるか
 - ③Park-PFI はまちなか再生につながるか
 - ④実現可能な財政計画であるか

【政策目標】

【目標達成に向けての課題】

- ・町の歴史、先人の思い、町民ニーズを踏まえた、実現可能な「芽室町まちなか再生推進事業」の検証
- ・「芽室町まちなか再生」に向け、町民への周知、合意形成がされた上での事業実施
- ・人口減でも元気なまちづくり
- ・財政面からみて、実現可能な計画であるかの検証

[全体行程]

項 目		R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		備 考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
まちなか再生事業の進捗状況	計画	→								
	実績									
町民の幸福度及び福祉の向上と中心市街地活性化につながるか	計画		→							
	実績									
Park-PFI はまちなか再生につながるか	計画	→								
	実績									
実現可能な財政計画	計画	→								
	実績									

政策課題名:協働のまちづくり活動支援事業

(地域コミュニティのあり方について/地域担当職員制度のさらなる機能発揮について)

R7 年度

計画・評価

所管委員会:総務経済常任委員会

作成年月日:令和 7年 6月20日

【現状】

- 少子高齢化や人口減少等により、町内会組織の高齢化や加入率の低下が加速している。
- 住民ニーズの多様化・複雑化により、コミュニティのあり方が大きく変化している(町内会未加入者でも地域活動に貢献している)。

【目指す姿】

- 多くの町民が参画する自治の構築(多様な価値を尊重したコミュニティの受容)
- 「地域担当職員制度」の目的と役割を再考し、住民とのきめこまかな接点として、時代に即した機能に再生する。

【芽室町総合計画との関係/関連するこれまでの議会の取組】

施策 5-1-2 住民自治の実現と地域の活力の維持

【今年度の計画】

・時代に即した協働のまちづくりの推進にむけ、下記4項目を調査研究する。

- ① 地域(住民)の声を行政が「共有するしくみ」の調査研究
- ② 地域(住民)の声を行政が「政策(予算含む)に反映するしくみ」の調査研究
- ③ 地域コミュニティの自治活動事例の調査研究

【政策目標】

時代に即した協働のまちづくりの推進

【目標達成に向けての課題】

- ・「地域」を「町内会」と捉えられない実態(町内会廃止、加入率減等)
- ・「広聴機能」と「シティプロモーション政策」との類似
(地域担当職員制度の「現状」と「目標」の「かい離」)

[全体行程]

項 目		R7年度		R8年度		R9年度		R10 年度		備 考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
地域(住民)の声を行政が「共有するしくみ」の調査研究	計画	→	→							
	実績									
地域(住民)の声を行政が「共有」し「政策に反映」するしくみの調査研究	計画	→	→							
	実績									
地域コミュニティの自治活動事例の調査研究	計画	→	→							
	実績									

政策課題名：施策（事業）名：地域に必要とされる医療提供体制と持続可能な公立芽室病院の経営強化策

R 7 年度

計画・評価

所管委員会：厚生文教常任委員会

作成年月日：令和 7 年 6 月 2 日

【現状】

- コロナ禍以降の人的費及び物価高騰の影響による経営状況の悪化
- 施設・設備の老朽化

【目指す姿】

- 地域密着型医療の推進
- 効率的な経営の実現
- 地域住民とのコミュニケーション

【政策目標】

- ・安定した地域医療体制確保のために果たすべき公立芽室病院の役割の明確化と効率的な経営形態の実践

【目標達成に向けての課題】

- ・コロナ禍以降における安定した病院経営
- ・高齢化の加速や人口減少社会において地域に必要な医療提供体制の確立（地域包括ケアシステムで果たすべき病院機能）

芽室町総合計画との関係／関連するこれまでの議会の取組】

施策 3-1-2 公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展

- ・2019 年度抽出事業「公立芽室病院の地域における役割の明確化」
- ・常任委員会での定例調査
- ・予算決算特別委員会での調査

【今年度の計画】

- ①コロナ禍以降の他自治体病院の経営状況の把握
- ②経営形態見直しについての調査研究
- ③地域包括ケアシステムを含めた現状調査

[全体行程]

項 目		R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		備 考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
コロナ禍以降の他自治体病院の経営状況の把握	計画	→								
	実績									
経営形態見直しについての調査研究	計画	→								
	実績									
地域包括ケアシステムを含めた現状調査	計画	→								
	実績									

3 議会運営の活性化策

(1) 芽室町議会基本条例の前文

地方議会は、二元代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。

芽室町議会（以下「議会」といいます。）は、町民によって選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、本町の最高規範である芽室町自治基本条例（平成 19 年芽室町条例第 3 号）による議会の役割と責務に基づき、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「町長等」といいます。）と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動します。

また、議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かつ達な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。

議員は、研鑽を積み、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。

よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。

(2) 芽室町議会の運営の基本理念と基本方針

芽室町議会は、議会基本条例に沿って課題等を分析し、議員間討議を行い、次のとおり、基本理念及び基本方針を定め、議会改革と活性化を進めます。

ア 芽室町議会の運営の基本理念

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」の実現

イ 芽室町議会の6つの基本方針

芽室町議会は、基本理念を実現するため、次の6点を基本方針とします。

(ア) 開かれた議会

町民のまちづくりへの関心度を高めるとともに、町民への説明責任を果たすために、より一層の積極的な情報公開を行い、町民に分かりやすく、町民が参加しやすく、開かれた議会運営の実現を目指します。

(イ) 公平・公正、透明な議会運営

町民の信頼と期待に応えていくため、議会が町民の代表機関であることを常に自覚し、自由かつ達な議論を行い、公平・公正を基本とした民主的で透明性の高い議会運営を目指します。

(ウ) 適切な行政の監視と評価

適正な行政運営の確保のために、議決すべき事業の拡大を行うなど、行政への監視及び評価の機能の充実・強化を目指します。

(エ) 町民本位の政策立案と提言

提出された議案の審議または審査を行うほか、町民の視点から議員が十分な議論を行い、議会としての合意形成を図ることにより、積極的に議員及び委員会の提案による条例制定、政策提案及び政策提言等に取り組み、立法機能の充実・強化を目指します。

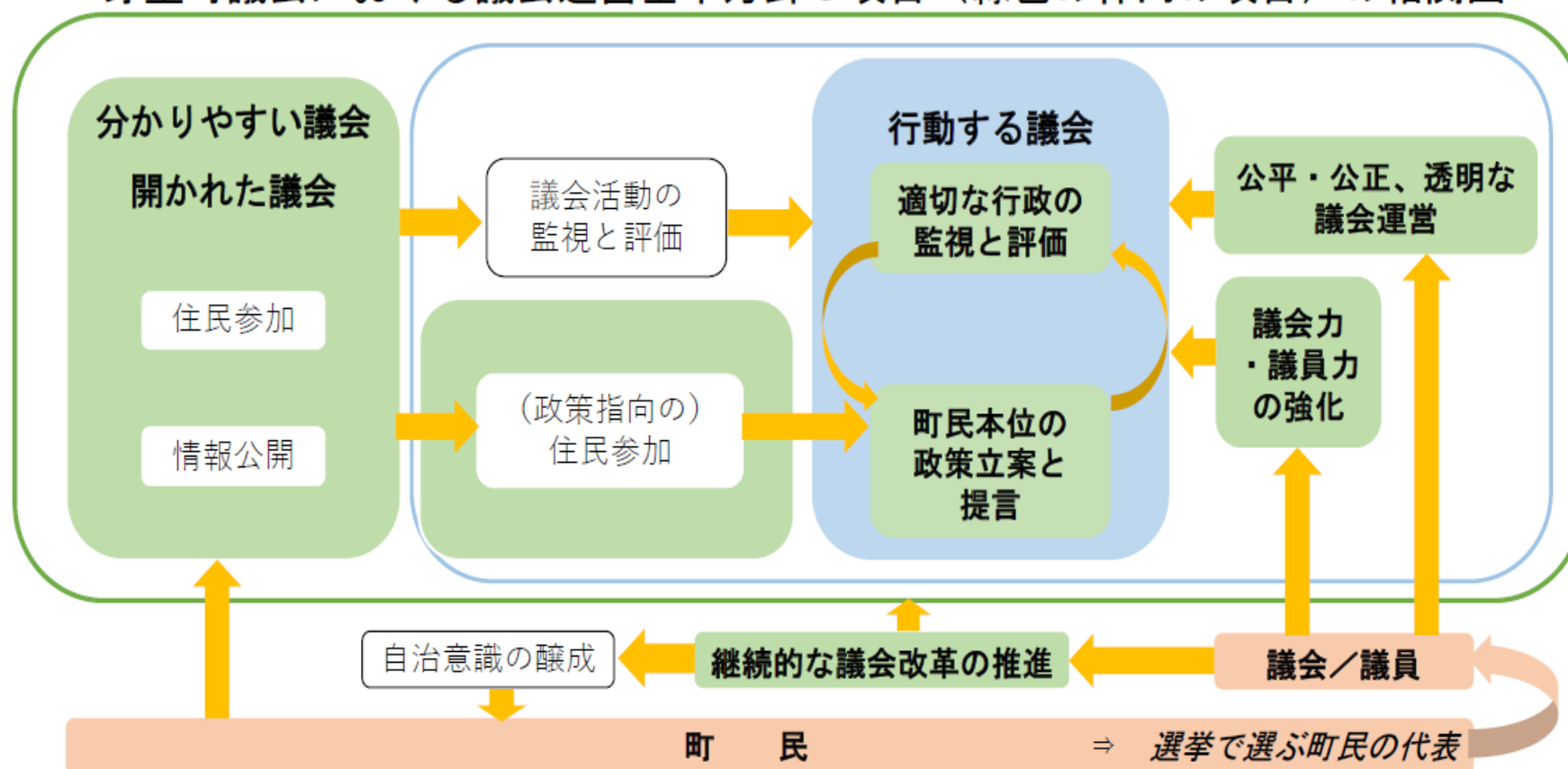
(オ) 議会力、議員力の強化

議事機関として広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させるとともに、議員個々の資質を高め、議会権能の強化と活性化に取り組み、議会力及び議員力の強化を目指します。

(カ) 継続的な議会改革の推進

町民に信頼されるために不断の努力と研鑽を行い、継続かつ持続的に議会改革に取り組みます。

芽室町議会における議会運営基本方針6項目（緑色の枠内の項目）の関連図



(3) 活性化実行計画

政策課題名：施策（事業）名： 1. 広報広聴の機能拡充

R 7 年度

計画・評価

所管委員会：議会運営委員会

作成年月日：令和 7 年 5 月 22 日

【現状】

豊富な広報広聴の各種メニューについて、適宜検証しながら運用している。

【目指す姿】

- ・議会モニターの活用強化
- ・住民ニーズを踏まえた「町民との意見交換会」への刷新

【政策目標】

- ・「議会報告と町民との意見交換会」実施規程に基づく、手法の検討と実施
- ・読まれる議会だよりになるための改善と実施
- ・広報広聴委員会設置に向けた研究と検討

【今年度の取組み】

- ①「町民との意見交換会」の手法改善の検討と実施
 - ・先進地の研究、手法の検討と実施
- ②読まれる「議会だより」のための改善と実施
 - ・先進地の研究、内容の改善と実施
- ③広報広聴委員会の設置の研究と検討
 - ・先進地の研究、活動量の平準化も考慮した委員会設置の研究と検討

[全体行程]

項 目		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 10 年度		備 考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
「町民との意見交換会」の手法改善の検討と実施	計画	→								
	実績									
読まれる「議会だより」のための改善と実施	計画	→								
	実績									
広報広聴委員会の設置の研究と検討	計画	→								
	実績									

政策課題名：施策（事業）名： 2. 持続可能な議会にするための環境整備
（「政務活動費」、「報酬・定数」）

R 7 年度
計画・評価

所管委員会：議会運営委員会
作成年月日：令和 7 年 5 月 22 日

【現状】

2023 年の町議選は無投票。
多様な議員のなり手実現に向けた
環境整備が必要。

【目指す姿】

多様な町民が議員を志すことが
できる。

【政策目標】

- ・政務活動費の導入検討
- ・定数と報酬の見直しの検討

【今年度の計画】

- ①政務活動費の導入検討
 - ・ R8 年度からの導入に向けた、条例改正含めた検討と実施
- ②議員定数と報酬の見直しの検討
 - ・ R9 年 5 月施行に向けた、条例改正含めた検討
 - ・ 町民との意見交換会の実施（市街地・農村地域）

[全体行程]

項 目		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 10 年度		備 考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
政務活動費の導入検討	計画	→								
	実績									
議員定数と報酬の見直し検討	計画	→								
	実績									

政策課題名：施策（事業）名： 3. 多様な議員のなり手実現に向けての環境整備

R 7 年度

計画・評価

所管委員会：議会運営委員会

作成年月日：令和 7 年 5 月 22 日

【現状】

2023 年の町議選は無投票。
多様な議員のなり手実現に向けた
環境整備が必要。

【目指す姿】

多様な町民が議員を志すことが
できる。

【政策目標】

- ・「議員のなり手養成講座」の実施に向けた検討と実施
- ・「議会ハラスメント防止条例」策定に向けた検討と実施
- ・「議会のトリセツ」等広報の検討と実施

【今年度の計画】

- ①「議員のなり手養成講座」の実施に向けた検討と実施
 - ・先進地の研究、養成講座の検討と実施
- ②「議会ハラスメント防止条例」策定に向けた検討と実施
 - ・先進地の研究、条例制定に向けた検討
- ③「議会のトリセツ」等広報の検討と実施
 - ・先進地の研究、内容と方法の検討

[全体行程]

項 目		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 10 年度		備 考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
「議員のなり手養成講座」の実施に向けた 検討と実施	計画	→								
	実績									
「議会ハラスメント防止条例」策定に向けた 検討と実施	計画	→								
	実績									
「議会のトリセツ」等広報の検討と実施	計画	→								
	実績									

政策課題名：施策（事業）名： 4. 政策サイクルの再起動

R 7 年度

計画・評価

所管委員会：議会運営委員会

作成年月日：令和 7 年 5 月 22 日

【現状】

本町議会における政策サイクルを再度検証し、再起動することが必要

【目指す姿】

- ・計画的な協議・議論に基づく政策提案ができるようになる。
- ・町民の声を議会の行動につなげる機動的な政策形成の実践

【政策目標】

- ・これまでの政策サイクルの検証
- ・予算、決算審査と連動したサイクルの確立
- ・政策討論会の充実に向けた検討と実施
- ・常任委員会における代表質問制度の導入検討

【今年度の計画】

- ①これまでの政策サイクルの検証
 - ・本町議会の政策サイクルについての検証
- ②予算、決算審査と連動したサイクルの確立
 - ・先進地の研究、内容と方法の検討
- ③政策討論会の充実に向けた検討と実施
 - ・内容と方法についての検証と実施
- ④常任委員会における代表質問制度の導入検討
 - ・先進地の研究、内容と方法の検討

[全体行程]

項 目		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 10 年度		備 考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
これまでの政策サイクルの検証	計画	→								
	実績									
予算、決算審査と連動したサイクルの確立	計画	→								
	実績									
政策討論会の充実に向けた検討と実施	計画	→								
	実績									
常任委員会における代表質問制度の導入検討	計画	→								
	実績									

政策課題名：施策（事業）名： 5. 議会DXの推進

R 7 年度

計画・評価

所管委員会：議会運営委員会

作成年月日：令和 7 年 5 月 22 日

【現状】

本町議会の ICT 推進計画において、ICT から DX への転換しながら推進する必要がある。

【目指す姿】

- ・計画的な協議・議論に基づく政策提案ができるようになる。
- ・町民の声を議会の行動につなげる機動的な政策形成の実践

【政策目標】

- ・ SNS ツールの検証と再構築
- ・ 大型提示装置等を活用した一般質問の実施
- ・ 生成 AI 活用についての検討
- ・ タブレット端末活用に関する検証

【今年度の計画】

- ① SNS ツールの検証と再構築
 - ・ SNS 運用についての検証と再構築
- ② 大型提示装置等を活用した一般質問の実施
 - ・ 先進地の研究、本会議場等における資料説明の検討
- ③ 生成 AI 活用についての検討
 - ・ 活用方法とルール等についての検証と実施
- ④ タブレット端末活用に関する検証
 - ・ 本町議会 ICT 推進計画基本事項の検証と実施

[全体行程]

項 目		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 10 年度		備 考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
SNS ツールの検証と再構築	計画	→								
	実績									
大型提示装置等を活用した一般質問の実施	計画	→								
	実績									
生成 AI 活用についての検討	計画	→								
	実績									
タブレット端末活用に関する検証	計画	→								
	実績									

1 政策課題別実行計画の達成状況評価

(1) 総務経済常任委員会

ア 芽室町まちなか再生ビジョン」のあり方について

町の顔である中心市街地は、空き家、空き店舗などが点在し、かつての「賑わい」を形成していた生活者や町民の往来はもとより、町外からの来町も少ない現状である。そのことからかつての「賑わい」を取り戻し、新しい「賑わい」を創出するべく、「芽室町まちなか再生ビジョン」は重要なものであると考える。町民の思いを反映した、町民のための「芽室町まちなか再生ビジョン」であるかを検証し、実現可能な施策を実施するため調査研究することを目的とする。

(2) 厚生文教常任委員会

ア 小中一貫教育を含めた将来的な教育環境の整備

少子化が進む中、次世代を担う子どもたちを学校現場そして地域全体で、いかに育てていくかは喫緊の課題である。本町における教育を取り巻く諸課題についての実態把握をすすめ、小中一貫教育、令和8年度までを計画期間とする芽室町立小中学校配置計画など将来的な芽室の教育環境整備のため調査研究を進める。

イ 誰一人取り残さない防災体制の構築

災害時における、障害の特性に配慮した福祉避難所の充実等の要望を保護者団体から毎年受けている。障害者とその家族が、災害時に迷うことなく避難行動がとれる体制づくりは急務である。「誰一人取り残さない防災体制」の構築に向け、調査研究を進める。

政策課題名：施策（事業）名： 「芽室町まちなか再生ビジョン」の検証並びに
あり方について

R 6 年度
計画・評価

所管委員会：総務経済常任委員会
作成年月日：令和 6 年 12 月 4 日

【現状】

- 町の根幹、未来像を成す活性化計画にも関わらず、町民への周知、説明が不足し、町民の関心が薄い状況。
- 芽室に生まれ、育ち、また、芽室でなりわいを成す方、芽室を作ってきた高齢者など各世代の意見が反映されていない。
- 実現に向けた財政計画が明確でない。

【目指す姿】

- 生活者、消費者に必要とされる、まちなか再生。
- このまちに暮らす町民のため
- まちなかの「賑わい」、町内外者が集う場の創出

【芽室町総合計画との関係／関連するこれまでの議会の取組】

施策 1-2-1 地域内経済循環の推進と商工業の推進

【今年度の計画】

- ・かつての「賑わい」新しい「賑わい」が創出される、まちなか再生のあり方について調査研究を行う。
 - ①全ての世代、芽室町でなりわいを成す町民の思いが反映されたものか
 - ②中心市街地の活性化
 - ③実現可能であるか
 - ④財政計画

【政策目標】

【目標達成に向けての課題】

- ・町の歴史、先人の思い、町民ニーズを踏まえた、実現可能な「芽室町まちなか再生ビジョン」の検証、改訂の検討
- ・実現可能な「賑わい」が創出されたまちなか再生計画のあり方
- ・限りのある財政支出、計画の明確化
- ・「芽室町まちなか再生ビジョン」の町民への周知、合意形成がされた上での実施計画

[全体行程]

項 目		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		備 考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
全ての世代、芽室町でなりわいを成す町民の思いが反映されたものか運営手法	計画	→								
	実績	→								
中心市街地の活性化	計画	→	→							
	実績	→	→							
実現可能であるか	計画	→	→							
	実績	→	→							
財政計画	計画	→								
	実績	→								

[R 6 年度評価]

達成評価	目標達成	概ね達成	未達成	未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
達成状況	先進地事務調査や本町中心市街地の現地視察、さらに芽室商工会役員との意見交換会を実施するとともに、委員会調査を適宜行い、「まちなか再生ビジョン」のあり方について検討を深めた。4 項目の調査結果については以下に記す。 ① 全ての世代、芽室町でなりわいを成す町民の思いが反映されたものか（運営手法） まちなか再生に対する認識の違いがあることから、今後具体的な事業に取り組む際には、町民や関係者に対して丁寧な説明を行い、十分な合意形成を図ることが求められる。 ② 中心市街地の活性化 起業支援に関するメニューは充実しているものの、町がこれまで進めてきた店舗改修や共同駐車場の整備などの近代化事業や、中心市街地再開発事業で整備された中核施設「めむろ一ど」などを活用した事業による展開が見出せない。また、既存事業と起業による新たなにぎわいを創出する視点が欠けていると言える。 ③ 実現可能性 「まちなか再生ビジョン」の実現には、町民や関係者との十分な合意形成が欠かせない。そのためには、町の未来像を町民と共有し、事業実現に向けた具体的な財源確保の方針を明示することが求められる。また、個別の事業が単独で終わるのではなく、それらがつながり、まちなか全体に広がるような未来像を描くことが必要である。 ④ 財政計画 ビジョンとは未来像を示すものであり、実現には具体的な個別計画の策定が必要である。「まちなか再生ビジョン」の目的を達成するためには、実施計画を策定し、その進行状況を適切に管理していくことが求められる。									
情報提供	議会だより、議会ホームページにて情報を発信した。									
意見聴取	7/8～10 先進地事務調査として秋田県大仙市、五城目町、青森県八戸市を視察した。11/6 芽室商工会役員との意見交換会を実施した。									
議員間討議	・ 5/15 (MT) 先進地視察の目的、役割分担、スケジュールについて協議。 ・ 5/21 (委員会) まちなか再生推進事業について調査を行い、先進地視察と併せ調査を継続していくことを確認する。 ・ 6/26 (MT) 先進地視察のポイントについて共通認識を図る。 ・ 7/16 (MT) 大仙市、五城目町、八戸市の視察報告について協議、本町の中心市街地活性化事業について資料にもとづき共通認識を図る。 ・ 7/22 (委員会) 先進地事務調査報告書について協議し、9 月定例会議について報告することを共有する。 ・ 7/26 (MT) 町内商店街視察を実施。 ・ 11/18 (MT) 芽室商工会役員との意見交換会まとめについて協議した。									
特記事項	令和 6 年度町は「町民の交流、憩い、チャレンジの場と訪問者への滞在・情報発信」の拠点施設整備に向けた機能・場所等および財源・運営手法等の確保について検討を開始した。まちなか再生ビジョンは、「芽室公園と芽室駅前が連動したまちなか」を掲げ、魅力あふれる芽室公園活用プロジェクトの実現目指している。この一環として、町は「(仮称) 芽室公園再整備構想」を策定にあたり、Park-PFI の活用可能性についてマーケットサウンディング調査を実施する。令和 7 年 1 月に調査結果を公表、令和 8 年度に事業者を選定、令和 10 年度以降に利用開始を目指す予定である。 なお、Park-PFI を活用した「まちなか再生ビジョン」及び「(仮称) 芽室公園再整備構想」については、次年度調査すべき事項として申し送る。									

政策課題名：施策（事業）名： 小中一貫教育を含めた将来的な教育環境の整備

R 6 年度

計画・評価

所管委員会：厚生文教常任委員会

作成年月日：令和 6 年 1 2 月 1 2 日

【現状】

町内の年間出生数が減少している。

【目指す姿】

- ・子どもたちの多様な学びが保障される
- ・地域全体で子どもを育む体制の整備

【政策目標】

- ・年間出生数の減少により、中長期的な視点では校区なども課題となってくる。
- ・小中一貫教育の構築に向けて、全体ビジョンを定めていく必要がある。
- ・児童・生徒数減少などの物理的課題の解決のみ焦点を当てた改革や配置計画の見直しにならないよう議論を進めることが必要である。

【芽室町総合計画との関係／関連するこれまでの議会の取組】

施策 2-1-1 学校教育の充実

【今年度の計画】

- ① 現状の課題把握のための調査
- ② 意見聴取・交換の場を持つ（教育関係者等）
- ③ 先進事例等の調査研究
- ④ 学習環境の整備のための調査研究

[全体行程]

項 目		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		備 考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
実態把握・調査	計画	→								部活動の地域移行、配置計画の課題について、事業の取組状況から後期に調査を実施
	実績		→							
意見聴取・交換の場の設定	計画	→								部活動の地域移行、配置計画の課題について、事業の取組状況から未実施
	実績									
先進事例等の調査研究	計画	→								部活動の地域移行、配置計画の課題について、事業の取組状況から未実施
	実績									
学習環境整備の調査研究	計画	→	→							部活動の地域移行、配置計画の課題について、事業の取組状況から後期に調査を実施
	実績		→							

[R 6年度評価]

達成評価	目標達成	概ね達成	未達成	未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
達成状況	令和5年度の政策課題であった「小中一貫教育を含めた将来的な教育環境の整備」について、今年度も継続課題とし調査研究を進めた。 令和6年度は「部活動の地域移行の現状」及び「次期小中学校の配置計画の取組」について調査研究を行った。 【計画行程】①現状の課題把握のための調査 ④学習環境の整備のための調査研究 「部活動の地域移行の現状」 国が示すガイドラインの概要、少子化の加速化による生徒数の減少、部活動の実態及び令和6年度から7年度における事業推進事項の説明があった。 地域移行を担う人材確保、財源など持続的な地域活動に向けた懸念も示された。令和5年度から令和7年度までの改革推進期間において課題をしっかりと整理し、以降の改革実行期間へ繋げていく必要があり、今後の事業推進に向け、教職員、生徒、地域に対する情報提供に取り組み、地域全体で子どもを育む体制の整備が重要である。 「次期小中学校の配置計画の取組」 令和8年度までを計画期間とする「次期小中学校の配置計画」について、策定スケジュール案の説明があり、今年度は上美生小中学校、南小学校のPTA及び地域との意見交換会の実施、また児童生徒数の減少による学級編制の推移についての現状、課題について説明があった。配置計画策定の基本方針は、教育効果の向上と計画的な教育環境の整備を図ることである。児童生徒の多様な学びが保障される教育環境整備のため、地域理解の推進が何よりも重要である。 なお、上記2つの調査事項については、現在取組の過程にあり、次年度以降もその取組が継続されることから、計画行程 ②教育関係者等との意見聴取・交換の場の設定 及び ③先進地事例等の調査研究については実施を見送った。									
情報提供	議会だより及び議会ホームページで情報発信した。									
意見聴取	未実施									
議員間討議	・12/9（MT）抽出事業の達成状況について協議し、内容を共有した。（教育課題について町民（モニター会議等）に意見聴取する等の案が出された）									
特記事項	部活動の地域移行及び次期小中学校の配置計画の策定において、少子化の現状は共通した課題であり、地域実態に即した持続可能な教育推進のために子どもたちの「生活の場」「学びの場」の教育環境整備は必至である。今後も町教育の現状と課題を共有し、適宜委員会調査を行う必要がある。									

政策課題名：施策（事業）名： 誰一人取り残さない防災体制の構築

R 6 年度

計画・評価

所管委員会：厚生文教常任委員会

作成年月日：令和 6 年 1 2 月 1 2 日

【現状】

- 町が定める「芽室町民避難行動原則」では、障害者も一般の指定避難所への避難が原則とされており保護者団体からは長年避難行動への合理的な配慮を求める声がある。
- 町は今年度から障害者に配慮した福祉避難所を指定したが、1事業者との協定に留まっており、当事者ニーズを満たすにはさらなる福祉避難所拡充策が必要である。
- 個別避難計画の策定が進んでいない。

【目指す姿】

- ①障害者とその家族が、災害時に迷うことなく避難行動をとることができるよう、福祉避難所の実を図る。
- ②災害時に支援が必要な住民ごとの個別避難計画の策定を推進する。
- ③①、②の実現により「誰一人取り残さない防災体制」を構築し、障害者とその家族がいつまでも安心して暮らせる芽室町を目指す。

【芽室町総合計画との関係／関連するこれまでの議会の取組】

施策 3-3-3 障がい者の自立支援と社会参加の促進

【今年度の計画】

- ① 先進地事務調査
- ② 関係機関からの意見聴取
- ③ 委員討議・総括

【政策目標】

- ・障害者に配慮した福祉避難所の充実
- ・福祉避難所に指定される事業者への支援と連携
- ・避難行動要支援者ごとに作成する個別避難計画の策定が進んでいない

[全体行程]

項 目		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		備 考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
実態把握・調査	計画	→	→							
	実績	→	→							
意見聴取・交換の場の設定	計画	→	→							
	実績	→	→							
先進事例等の調査研究	計画	→	→							
	実績	→	→							

[R 6年度評価]

達成評価	目標達成	概ね達成	未達成	未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
達成状況	7/18～19 東日本大震災を教訓に様々な災害対策に取り組んでいる宮城県美里町及び山元町を訪問し、福祉避難所等における障がい者支援、障がい者（団体）に対する町の支援について調査研究を行った。 両町の取組に共通しているのは、震災の教訓から得た支え合いの仕組みづくりを意識した「情報の共有」と「継続した協議の場」を重視していることで、現在、「情報の共有」として、庁内、関係機関及び地域団体と連携しながらその取組を進め、福祉防災を専門とはしていないが、自立支援協議会の開催により、地域関係機関と障がい者団体との連携強化に努めている。 委員会で事後調査により論点化を進め、所期の目標は、障がい者に特化した避難行動支援に係る調査研究であったが、地域の声を聞き、本町に求められる支援体制の構築が不可欠であり、誰もが共に助け合える環境づくりが必要であると再確認した。 また、この調査を踏まえた一般質問が行われ、障がい者を含めた要配慮者の個別避難計画作成促進のため、庁内各課で連携し計画の原案を作成するなど、町として支援していくとの見解が示された。									
情報提供	令和6年10月に実施した「手をつなぐ育成会芽室町どんぐり会」との意見交換会において、先進地事務調査での報告を行い、その他頂いた意見も含め担当課へ情報共有し、解決策に向けて実態を調査し整理した。また、議会だより及び議会ホームページで情報発信した。									
意見聴取	令和6年1月に実施した「手をつなぐ育成会芽室町どんぐり会」との意見交換会での意見を踏まえ、7/18～19 先進地事務調査研究を行い、10/17 意見交換会において先進地事務調査報告を行った。									
議員間討議	・6/13（MT）正副委員長において先進地事務調査での質問事項を取りまとめ、スケジュール等について協議した。 ・8/21（委員会）各委員から出された調査報告を踏まえ、報告書の内容を協議した。 ・12/9（MT）抽出事業の達成状況等について協議し、内容を共有した。									
特記事項	本町は、地域防災計画に避難行動要支援者等の要配慮者に関する防災対策として、自主防災組織と連携した個別避難計画作成の促進について定め、障がい者（児）福祉計画には、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために災害時の安全確保が必要であるとし、福祉避難所の指定促進に努めると定めている。調査で得た視点を福祉政策の充実に向けた調査を深めるとともに、今後、議会として防災対策全体について課題の共有や議論する場が必要である。 また、町は障害福祉分野において地域の相談支援の中核的な役割を担う相談機関である「基幹相談支援センター」を令和7年4月に設置予定であり、本件調査時の議員間討議において事業の進捗状況等を継続調査することとした。災害時の障がい者への対応等も含め、今後も注視していく。									

2 活性化実行計画の達成状況評価

政策課題名：施策（事業）名： 1. 外部評価による議会活動の精査と向上

R 6 年度
計画・評価

所管委員会：議会運営委員会
作成年月日：令和 7 年 4 月 1 日

【現状】

外部評価の前提となる個々の議会活動に係る議会の目標設定（PDMシート）について、共通認識が図られていない。

【目指す姿】

外部評価により議会として取り組むべき事業を精査し、また、手法を見直すなどし、事業の質の向上と目標達成を目指す。

【芽室町総合計画との関係／関連するこれまでの議会の取組】

- ・評価対象事業の決定（各常任委員会抽出事業とする）
- ・外部評価者の決定（議会モニターとする）

【今年度の計画】

- ・議会モニターによる外部評価の実施

【政策目標】

- ・議会内で外部評価の共通認識を図るため、年度の早い時期に議員研修を開催する。
- ・外部評価の前提となる事業の目標設定は、議員間討議の手法を活用して導く。

[全体行程]

項 目		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		備 考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
議会モニターによる外部評価の実施	計画	→	→							
	実績	→	→							
	計画									
	実績									
	計画									
	実績									
	計画									
	実績									

[R 6 年度評価]

達成評価	目標達成	概ね達成	未達成	未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
達成状況	1. 議会モニターによる外部評価の実施 評価者（議会モニター）と評価対象（常任委員会の抽出事業）を確定した。 令和 7 年 1 月 30 日開催の第 3 回議会モニター会議において、「芽室町議会の 1 年の活動を振り返る」をテーマに意見交換を開催し、議会活動の評価をしていただいた。									
情報提供										
意見聴取	令和 5 年度議員研修会（令和 5 年 6 月 28 日講師 JICA 木全氏）にて PDM シートを用いた評価について学び、議会活動の外部評価に最適な手法について議会内の共有を図った。									
議員間討議	令和 6 年 12 月 20 日、令和 7 年 1 月 30 日開催の全員協議会において、第 3 回モニター会議を議会活動への外部評価と位置づけ、各常任委員会で取り組む「抽出事業」を評価対象とすることを共有した。									
特記事項	評価対象内容を各常任委員会抽出事業とし、令和 6 年度第 3 回モニター会議にて抽出事業の取り組み総括を常任委員長より報告した。 モニターへの事後アンケートでは説明手法等の工夫について意見があったため、より評価しやすい手法の工夫について今後も取り組みを継続する。									

政策課題名：施策（事業）名： 2. 自己評価制度の分析と改善

R 6 年度

計画・評価

所管委員会：議会運営委員会

作成年月日：令和 7 年 4 月 1 日

【現状】

これまでも見直しを行い実施しているが、目的・意義・手法等の課題について、その具体的な整理・解決に至っていない。

【目指す姿】

- ・意義及び評価結果の活用について、議員間での認識を共有
- ・条文の趣旨に沿う具体的な評価方法の整理

【芽室町総合計画との関係／関連するこれまでの議会の取組】

【今年度の計画】

- ・自己評価結果の検証
- ・評価手法の目的と成果の検証

【政策目標】

- ・現行制度の確認・分析と課題の抽出（H O P S 提言の活用）。
- ・課題解決に向けた改善策（方法）の協議・検討。
（目的・手法・意義・活用・効果等項目を設定し議員間討議により整理する）

[全体行程]

項 目		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		備 考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
自己評価結果の検証	計画	→	→							
	実績	→	→							
評価手法の検討と実行	計画	→	→							
	実績	→	→							
	計画									
	実績									

[R 6 年度評価]

達成評価	目標達成	概ね達成	未達成	未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
達成状況	1. 自己評価結果の検証 令和 5 年度についてはこれまで同様の様式で実施した。その際に行った議員アンケートの結果を活かし、評価基準と評価シートの様式を変更した。 2. 評価手法の検討と実行 評価内容を議員個人の行動評価ではなく「議会」を主語にした「議会基本条例の評価と点検」を目的とし取り組んだ。									
情報提供										
意見聴取										
議員間討議	令和 6 年 6 月 3 日、12 月 20 日の全員協議会において、前年度実施した議員アンケートの結果を反映した新しい評価シートの様式等について協議し確定。令和 7 年 1 月 10 日を提出期限として新たな評価シートを用いて各議員が評価を行い、1 月 30 日の全員協議会においては、分析結果を共有し、今回の評価によって条例改正を要するものはないことを確認した。									
特記事項	今後も必要に応じ、評価シートの様式等については適宜工夫していく。									

政策課題名：施策（事業）名： 3. 情報公開の点検と見直し

R 6 年度

計画・評価

所管委員会：議会運営委員会

作成年月日：令和 7 年 4 月 1 日

【現状】

開かれた議会をスローガンに積極的な情報公開に努めているが、費用対効果や法令適合等の視点でチェックする必要がある。

【目指す姿】

年次計画により、適正な運用が図られるよう点検と見直しを図る。(①法令及び条例の理解・②HOPS 提言事項の検討・分析)

【芽室町総合計画との関係／関連するこれまでの議会の取組】

【今年度の計画】

- ・法令等基礎知識の研修の実施
- ・HOPS 提案事項（活性化計画書・議会白書）の確認・点検と改善事項の協議・検討の実施
- ・諮問会議答申事項の協議・検討の実施

【政策目標】

- ・現行制度の確認・分析と課題の抽出（HOPS 提言の活用）。
- ・課題解決に向けた改善策（方法）の協議・検討。
（目的・手法・意義・活用・効果等項目を設定し議員間討議により整理する）

[全体行程]

項 目		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		備 考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
法令等基礎知識の研修	計画	→	→							
	実績	→	→							
HOPS 提言事項の検討	計画	→	→							
	実績	→	→							
諮問会議答申事項の検討	計画	→	→							
	実績	→	→							

[R 6 年度評価]

達成評価	目標達成	概ね達成	未達成	未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
達成状況	1. 法令等基礎知識の研修 個人情報保護等に関する講師について町村議長会等へも打診し検討したが適当な講師が存在しないことから実施していない。 2. HOPS提言事項の検討 より読みやすく、わかりやすい「議会活性化計画書」、「議会白書」への改正を実施した。 3. 諮問会議答申事項の検討 折に触れて答申事項を確認しながら取り進めた。									
情報提供	議会ホームページにおいて公開した。									
意見聴取										
議員間討議	<議会活性化計画> 令和6年6月3日の全員協議会において議会運営委員会と全員協議会をそれぞれ3回経ながら改訂していくスケジュールを確認。 その後、6月19日、9月25日の全員協議会での協議を経て改訂版の議会活性化計画を確定した。 <議会白書> 令和6年6月3日の全員協議会において議会運営委員会と全員協議会をそれぞれ3回経ながら改訂していくスケジュールを確認。 その後、6月19日、6月28日の全員協議会での協議を経て改訂版の議会白書を確定した									
特記事項										

政策課題名：施策（事業）名： 4. 広報広聴の機能拡充と手法の見直し

R 6 年度

計画・評価

所管委員会：議会運営委員会

作成年月日：令和 7 年 4 月 1 日

【現状】

豊富な広報広聴の各種メニューについて、適宜見直しながら運用している（議会だより、モニター制度等）。

【目指す姿】

- ・議会モニターの活用強化
- ・住民ニーズを踏まえた「町民との意見交換会」への刷新

【芽室町総合計画との関係／関連するこれまでの議会の取組】

【今年度の計画】

- ・モニターからの意見聴取の工夫の検討
- ・町民との意見交換会の手法の見直しの実施
- ・HOPSからの提言事項（「議会のトリセツ」、「議員個人ページ作成」等）についての検討・実施

【政策目標】

- ・改正後のモニター設置規程に基づく、日常の議会、委員会活動における住民意見聴取と反映
- ・町民との意見交換会の手法の見直し（モニター会議での自由意見・議会改革諮問会議答申）
- ・「議会のトリセツ」「議員個人のページ作成」など、HOPS からの提言を形にする検討

[全体行程]

項 目		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		備 考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
モニターからの意見聴取の工夫	計画	→	→							
	実績	→	→							
意見交換会の手法見直し	計画	→	→							
	実績	→	→							
HOPS 提言事項の検討	計画	→	→							
	実績	→	→							

[R 6 年度評価]

達成評価	目標達成	概ね達成	未達成	未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
達成状況	1. 議会モニターからの意見聴取の工夫 全3回のモニター会議におけるテーマ設定を、第1回目は「モニターの皆さんが日々の暮らしで気になること（フリートーク）」（令和6年5月23日開催）。第2回目は、議会サポーター佐藤淳氏を講師に迎え、SOUNDカードによる意見交換の場を体験し、「新嵐山スカイパークの新たなあり方について」をテーマに意見交換を実施（令和6年6月28日開催）。第3回目は、外部評価による議会活動の精査と向上の具体的な取り組みとして位置付け、「芽室町議会の1年の活動を振り返る」をテーマに意見交換を開催し、議会モニターに議会活動の評価をしていただいた。 2. 意見交換会の手法見直し 令和6年度は町内一円を「地域」と設定し、平成31年以来6年ぶりに議会フォーラムを開催した（令和7年2月15日）。 3. HOPS提言事項の検討 令和6年度は6月19日に「議会広報のあり方」について、全議員で議員間討議を実施した。それを踏まえて7月5日に登別市議会での視察研修に全議員で参加した。「ホームページの充実」について令和7年5月施行に向け議会内の協議が整ったため、(1)、(2)については既存予算内での拡充を実施する。 (1) 説明文と実績の追加（議会活性化か計画、研修計画、北大・白樺学園高校包括連携協定、政策形成サイクル、議会だより、ホットボイス、議会フォーラム、意見交換会、議会白書）、視察受け入れ実績 (2) 議員紹介ページの拡充（令和5年度249号議会だよりに掲載している議員の横顔を掲載する） (3) 「議会のトリセツ」については内容、必要経費等について試算中であり、次年度以降に具体化していく。									
情報提供										
意見聴取	令和6年7月5日に登別市議会での視察研修実施									
議員間討議	令和6年6月19日に全員協議会において「議会広報のあり方」をテーマに議員間討議を実施。									
特記事項	<町民との意見交換会について> 令和7年度以降は、議員定数と報酬等について、議会での議論の報告及び町民意見をより丁寧に聴取する必要があるため、意見交換会の手法（開催場所・対象者等）については引き続き検討し実施する。									

政策課題名：施策（事業）名： 5. 多様な議員のなり手実現に向けての検証

R 6 年度

計画・評価

所管委員会：議会運営委員会

作成年月日：令和 7 年 4 月 1 日

【現状】

2023 年の町議選は無投票だった。
多様な議員のなり手実現に向けた
環境創出の再考が必要。

【目指す姿】

- ・個別事業の目的と効果・成果を明確にする。
- ・多様な町民が議員を志すことができる。

【芽室町総合計画との関係／関連するこれまでの議会の取組】

【今年度の計画】

- ・議員間討議の充実
- ・「（仮称）議員のしくみ」等広報の検討
- ・政務活動費の導入検討
- ・議員定数と報酬の見直しの検討＜議員間討議による具体事項検討（検討手法・改正内容・適用時期等）＞
- ・「（仮称）議会ハラスメント防止条例」制定に向けた調査・研究

【政策目標】

- ・議会改革諮問会議の答申を尊重し、議員の「働き方改革」を念頭に置き、公務としての活動量は「報酬と定数の根拠」になることを意識して検討する。
- ・多様な議員のなり手を目指した「（仮称）議員のしくみ」等専門技術を活用した広報の検討
- ・政務活動費の導入の検討、定数と報酬の見直しの検討（議員間討議による具体検討）
- ・「（仮称）議会ハラスメント防止条例」制定に向けた調査・研究

[全体行程]

項 目		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		備 考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
議員間討議の実施	計画	→	→							
	実績	→	→							
「（仮）議員のしくみ」等広報の検討	計画	→	→							
	実績	→	→							
政務活動費の導入検討	計画	→	→							
	実績	→	→							
議員定数と報酬の見直し検討	計画	→	→							
	実績	→	→							
（仮称）議会ハラスメント防止条例制定の検討	計画	→	→							
	実績	→	→							

[R 6年度評価]

達成評価	目標達成	概ね達成	未達成	未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
達成状況	1. 議員間討議の実施 令和6年6月28日に議会サポーターの佐藤淳氏を招いて「SOUNDカードを活用した討議の実践」について研修を実施し、SOUNDカードを議員間討議の新たな手法として学んだ。その後、令和6年9月25日には、これまでの議会改革の歩みについて議員間討議を実施し、各々が考える議会の目標設定と取組みについて考察した。また、12月3日には「動議と質問」、12月9日には「政務活動費」、12月20日には「議員定数・報酬」について、研修及び議員間討議を実施し、課題の整理や具体的な数字とその根拠等について明確にした。 2. 「(仮) 議員のしくみ」等広報の検討 議会改革諮問会議からの答申を受けてのものであるが、活性化策4にある「議会のトリセツ」と合わせる形で作成できないか検討中。 3. 政務活動費の導入検討 令和4年度の議運答申に沿い、令和6年度末までに方針を決めることを目標に取り組みを進めた。令和6年12月9日に実施した議員間討議において、当時の答申内容にある導入する際の課題（①チェック体制②事務量③外部評価④町民との合意形成）への解決策が見出せたことから、政務活動費導入に向けた議運案作成など全議員での協議を進めた。原案作成や議会サポーターとの協議、議会改革諮問会議への諮問、本会議への上程、議決など具体的なスケジュールを令和6年12月20日開催の第15回全員協議会で決定した。令和7年3月14日及び3月24日開催の全員協議会においては具体的事項について協議している。 4. 議員定数と報酬見直し検討 令和6年10月17日、議長より議員定数と報酬について議会運営委員会に諮問された。11月6日、5名の議会改革諮問委員へ議長から委嘱状の交付があり、議長から会長に諮問書を交付した。12月20日全議員が「報酬と定数」をテーマに議員間討議を行い、より具体的な数字の算出について協議した。今後、議会改革諮問会議に諮るためには、より具体的な議会案が必要であるとの議会サポーターからの提案を受けたことから、引き続き議会内での協議を進める。 5. (仮称) 議会ハラスメント防止条例制定の検討 他自治体議会の条例を研究している。3月定例会にて議員が一般質問を行っていることから、その経過を踏まえて今後具体的な議論を進めていく。									
情報提供										
意見聴取										
議員間討議										
特記事項										

3 芽室町議会基本条例の検証結果

令和6年度芽室町議会基本条例検証シート集計表

【検証結果の基準】

- ①条文に従いこれまでどおり取り組む
- ②改善・拡充に向け新たに取組を検討
- ③今回の検証をもとに条文を改正
- ④条文の表現や字句を整理
- ⑤その他

条 項		検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
前文		15	0	1	0	0	地方議会は、二元代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。 芽室町議会（以下「議会」といいます。）は、町民によって選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、本町の最高規範である芽室町自治基本条例（平成19年芽室町条例第3号）による議会の役割と責務に基づき、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「町長等」といいます。）と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動します。 また、議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かつ適当な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。 議員は、研鑽を積み、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。 よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。		改正の必要なし	前文は条例の趣旨、条例制定の目的、あるいは、基本原則を示したものであり、10年経過した条例について点検が必要。	出された意見（将来を見据えた視点）についてあらためて全議員で協議する。
	(記述)										
	②										
	③	・前文は、議会の決意表明であり当議会のあるべき姿や進むべき方向性について記すものであり、将来を見据えた視点についても協議し改正も必要でもないか。									
	④										
	⑤										
第1条	目的	16	0	0	0	0	この条例は、議会が果たすべき自主的かつ自律的な運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とします。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治の実現に取り組めます。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	2 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。	・政策討論会の実施			
	(記述)										

条 項		検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み			
		①	②	③	④	⑤								
第2条	基本理念	②							改正の必要なし					
		③												
		④												
		⑤												
		14	2	0	0	0	3 議会は、予算及び決算をはじめとする町政に係る様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たします。	・予算の一部修正などの機能を明確すべきだ ・「議会」として予算の議決や決算認定する（した）過程における議員間討議が必要と考える	改正の必要なし	政策サイクルについて意識しながら取組むことが必要	今後も政策サイクルについては、活性化策等に掲げて取り組む必要がある			
		(記述)												
		② ・過去に行った先進地視察からの学びを試行してみる。決算認定後、常任委員会等での議員間討議、必要に応じた政策提言をもって次期予算に反映させる等の政策サイクルをまわす												
		③												
		④												
		⑤												
		16	0	0	0	0	4 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。		改正の必要なし					
		(記述)												
		②												
		③												
		④												
⑤														
第3条	議会の活動原則						議会は、全ての会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な 議会運営のもとに、次の活動を行います。							
		16	0	0	0	0	(1) 議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。	・町からの情報提供が適時と感じられない事もある	改正の必要なし					
		(記述)												
		②												
		③												
		④												
		⑤												
		16	0	0	0	0	(2) 町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制すること。	・個々の議員の伝えるツールと学習強化が必要	改正の必要なし					
		(記述)												
		②												
		③												
		④												
		⑤												
		16	0	0	0	0	(3) 議員相互間の自由かつ達な討議を通して意見を集約し運営すること。	・自由に反論する他意見を述べる勇気と土壌がない ・自由討議する場の確保						

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
	①	②	③	④	⑤					
	(記述) ②							改正の必要なし		
	③									
	④									
	⑤									
	16	0	0	0	0	(4) 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項についての議案を議決したときは、町民に対して説明すること。	・タイムリーで少人数で定期的な場を、無理なく簡素に開催する仕組みが必要	改正の必要なし		
	(記述) ②									
	③									
	④									
	⑤									
第4条 委員会及び委員長の活動原則						芽室町議会委員会条例（昭和62年条例第2号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」といいます。）は、次の活動を行います。				
	16	0	0	0	0	(1) 審査及び調査に当たっては、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行うこと。		改正の必要なし		
	(記述) ②									
	③									
	④									
	⑤									
	15	1	0	0	0	(2) 町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。	・常の意見交換は難しい	改正の必要なし		意見交換の手法については今後も検討する
	(記述) ②					・定例議会終了後数日以内に定期で、テーマを設定し、町民と意見交換する機会を設ける				
	③									
	④									
	⑤									
	15	0	0	0	1	(3) 委員長は、副委員長と協議のうえ、委員会の秩序保持に務め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどること。		改正の必要なし		
	(記述) ②									
	③									
	④									
	⑤					・立場上違うので、特になし				

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
	①	②	③	④	⑤					
	15	0	0	0	1	(4) 委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点、争点等を明確にすること。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
	⑤					・立場上違うので、特になし				
第5条						議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。		改正の必要なし		
	15	0	0	0	1	(1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。				
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
	⑤					・立場上違うので、特になし				
	15	1	0	0	0	(2) 議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。	・反対意見を言う場がないし、言いにくい事もあり、総じて決定事項に反した活動となる ・討議する場の確保	改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
	⑤									
	15	0	0	0	1	(3) 議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動すること。	・議員間で格差が生じている	改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
	⑤					・町政の課題全般なので、この条文で良いと思うが個々の課題把握については各層、世代別といった町民の意思聴取も必要				
	16	0	0	0	0	(4) 議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									

条 項		検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み			
		①	②	③	④	⑤								
		⑤												
第 6 条	議員研修の充実強化	15	1	0	0	0	議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、別に定める芽室町議会議員研修要綱（平成24年3月30日制定）に基づき、議員研修を実施します。	・ 個々が学習するものまで議員研修をする必要がない ・ 課題、問題ありでは個々の学習事項のチョイスで良い ・ 議員としての意識改革が必要	改正の必要なし					
		(記述)												
		②												
		③												
		④												
		⑤												
		16	0	0	0	0	2 議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催します。		改正の必要なし					
		(記述)												
		②												
		③												
		④												
		⑤												
第 7 条	議員の政治倫理	16	0	0	0	0	議会は、芽室町議会議員政治倫理条例（平成24年条例第33号）に基づき、議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しません。		改正の必要なし					
		(記述)												
		②												
		③												
		④												
		⑤												
		16	0	0	0	0	議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。		改正の必要なし					
		(記述)												
		②												
		③												
		④												
		⑤												
		14	1	0	1	0	2 議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会（以下「議会の諸会議」といいます。）の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。	・ ホームページ以外での周知が不足している	改正の必要なし		第9条2項と同様、多様な広報手段について検討する			
		(記述)												
		②					・ 既存の発信媒体を活用する							
		③												
		④					・ 町民に周知する内容は、議件の表題のみでも良いのではないかと（マスコミ対策の一つとして）							
		⑤												

条 項		検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
第 8 条	町民参加及び町民との連携	14	2	0	0	0	3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映します。	・軽微に活用できる仕組みが必要 ・重要事項議決に際して必要と感じた ・公聴会制度は活用していない ・公聴会がそもそもどのような時に開催すべきなのか、イメージがつかない	改正の必要なし	公聴会制度について、どのような場面で活用できるのかなど学ぶ機会が必要	公聴会制度について学ぶ機会を検討する
		(記述)									
		②	・制度活用のための開催要領などの制定								
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	4 議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を確保します。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
	④										
	⑤										
	11	2	2	0	1	5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。	・開催することが目的となっているケースもうかがえる ・開催時のテーマに拘りすぎている ・実施規定で定める第2条「意見交換会の種類」が共通理解されていない ・先に制定された「議会報告と町民との意見交換会」実施規定で議論になっている地域との意見交換会の実施	改正の必要なし	対象や手法については今後も協議・検討が必要	関連規程については検証し、必要があれば改定する	
	(記述)										
	②	・町民の普段の生活から感じている意見を聴取する機会（時間）を増やす ・実施規定の確認、必要であれば改正									
③	・町政の重要案件に関する意見交換の場や研修会の適時開催。毎年開催は削除。議会報告は広報紙で丁寧に ・広く町民の意見を聴取する仕組みは他にもあることから毎年開催に縛られなくてもよいのではないか										
④											
⑤	・基本条例では、意見交換会の開催とあり条文の改正の必要はないが、関連事項として実施規定の検証が必要ではないか										
第 9 条	議会広報の充実	16	0	0	0	0	議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		12	3	1	0	0	2 議会は、情報通信技術（ＩＣＴ）の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。	・議会が持つSNSツールが十分活用できていない ・多様な広報手段は、現在使用している手段以外の手段も検討の余地があると思う。また、会議の実施状況や視察の報告に加え、コンテンツとして町民ニーズを捉えた広報活動が必要だと感じる ・公式SNSの活用が停滞している ・会議資料等への活用が進歩していない	改正の必要なし	SNSツールが十分に活用できていない現状がある	SNSツールの検証及び多様な広報
		(記述)									

条 項		検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み	
		①	②	③	④	⑤						
		②	・若年世代に向けた情報発信手段を検討する ・閲覧数などの分析や本来の目的達成のために如何に活用するか再検討が必要 ・電子黒板の活用や傍聴資料のデジタル配信など							要なし	る。また電子黒板の活用についてもさらなる研究が必要	報手段について検討する
		③	・当然、行政に関心を持つことは重要であるが、議会への関心を持つ視点も必要									
		④										
		⑤										
第10条	議会白書、議会の自己評価	14	2	0	0	0	議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ります。	・情報に共有は難しい ・簡素なものにしなければ町民は見ないと思う ・条項部分に（議会白書、議会の自己評価）とあるが、「自己評価」の捉えがいつも課題になるため整理が必要。「議会の活動評価」等と文言を改めたほうがわかりやすい	改正の必要なし			
		(記述)										
		②										
		③										
		④										
		⑤										
		13	1	1	1	0	2 議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表します。	・今のスタイルでは町民は見ないと思う ・公表はしているが、見ている町民は限りなく少数	改正の必要なし	「議会の自己評価」とは何を指すのか明確でない	文言整理について検討する	
		(記述)										
		②										
		③ ・4年に1回でいい										
		④ ・議会の評価とは、議会基本条例の検証なのか、次項の活性化策を指すのかわかりにくいので文言整理が必要と思う										
		⑤										
		13	1	1	1	0	3 議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表します。	・町民評価は改選ごとでいい ・公表はしているが、見ている町民は限りなく少数	改正の必要なし	「議会の自己評価」とは何を指すのか明確でない	文言整理について検討する	
		(記述)										
		② ・評価結果をすべて広報誌に掲載するのは不可能であるが「議会基本条例」を知っていただく意味で評価総括について掲載してはどうか										
		③ ・4年に1回でいい										
		④ ・議会の評価とは、議会基本条例の検証なのか、次項の活性化策を指すのかわかりにくいので文言整理が必要と思う										
		⑤										
		16	0	0	0	0	4 議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定めます。		改正の必要なし			
		(記述)										
		②										
		③										
		④										
		⑤										
	16	0	0	0	0	町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営します。						

38

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
	①	②	③	④	⑤					
第11条	(記述)							改正の必要なし		
	②									
	③									
	④									
	⑤									
	16	0	0	0	0	2 議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行います。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
	15	1	0	0	0	3 議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開します。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②					・町の政策をめぐる論点、争点を明確にし、政策論争するのが一般質問				
	③									
	④									
	14	2	0	0	0	4 議員は、一般質問の通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ります。	・答弁書が端的に欠ける ・再質問以降、深みのある質疑が難しい ・質問者のみに答弁書が配布される	改正の必要なし		
	(記述)									
	②					・前々日までに答弁書が質問者に渡るようにしてほしい ・答弁書がどのような書類なのか定義が曖昧				
	③									
	④									
	15	1	0	0	0	5 議員は、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。	・委員会に適時に審議会等の報告がない	改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
	16	0	0	0	0	6 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長及び執行機関の長並びに職員（以下「町長等執行機関の長等」といいます。）は、議員の質疑及び質問に対して、議長及び委員長の許可を得て、論点、争点を明確にするため反問することができます。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									

町長等と議会、議員の関係

条 項		検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
		③					7 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長等執行機関の長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論することができます。		改正の必要なし		
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0					
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
⑤											
第12条	政策形成過程等	15	1	0	0	0	議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程を論点として審議します。 (1) 政策等の発生源 (2) 検討した他の政策等の内容 (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (4) 総合計画の実行計画及び個別計画における根拠又は位置付け (5) 関係ある法令及び条例等 (6) 政策等の実施に関わる財源措置 (7) 総合計画上の実行計画及び将来にわたる政策等のコスト計算		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行います。	・議員間の格差がある	改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
第13条	評価の実施	16	0	0	0	0	議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。	・評価するための資料等が乏しい	改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		14	2	0	0	0	2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。	・「評価結果」は、議決前の各議員による賛否討論と議決結果ではなく「議会の評価結果」とするには十分ではない ・「評価結果」の整理			今後も政策サイ

条 項		検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
		(記述)						② ・決算を起点とした政策サイクルをまわせるよう、節目ごとに議員間討議を行い「議会のマイルストーン」を町長に示すことが重要 ・決算から予算へ連動するために改めて何が必要かの協議	改正の必要なし	政策サイクルについて意識しながら取組むことが必要	政策サイクルについては、活性化策等に掲げて取り組む必要がある
		③									
		④									
		⑤									
第14条	議決事項の拡大	15	0	1	0	0	議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第2項の議決事件について、次のとおり定めます。 (1) 芽室町総合計画に係る基本構想及び実施計画 (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告 (3) 芽室町都市計画マスタープラン		改正の必要なし	議決事項について見直しを行ったが、他に拡大するものがないか協議はしていない	あらためて全議員で検証する
		(記述)									
		②									
		③ ・他に拡大するものは無いのか、協議も必要									
		④									
⑤											
第15条	文書質問	16	0	0	0	0	議員は、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行うことができます。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	2 議会は、文書質問の通告文及び町長等の回答文を、議会だより、議会ホームページ等により町民に公表します。	・広報誌の掲載の文量も整理	改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	3 文書質問について必要な事項は、芽室町議会議会会議条例（平成24年条例第32号。以下「会議条例」といいます。）で定めます。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		15	1	0	0	0	議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。	・否定や反対する意見を述べる事が難しく、活発な自由討議ができていない			
		(記述)									

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
	①	②	③	④	⑤					
第16条						②		改正の必要なし		
						③				
						④				
						⑤				
	16	0	0	0	0	2 前項の規定に基づき、本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行います。		改正の必要なし		
	(記述)					②				
						③				
						④				
						⑤				
	16	0	0	0	0	3 議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障します。		改正の必要なし		
	(記述)					②				
						③				
						④				
						⑤				
	15	1	0	0	0	4 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たします。	・自由討議の場が無かった ・議論不足は否めない	改正の必要なし		自由討議（議員間討議）の充実を図る
	(記述)					②	・討議が為されるかどうかは別としてその機会は確保するべき			
						③				
						④				
						⑤				
	15	1	0	0	0	5 議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行います。	・議会事務局の協力が必要だが、事務局への負担増につながる ・結果が出ていない	改正の必要なし		
	(記述)					②				
						③				
						④				
						⑤				
	15	1	0	0	0	議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催します	・今もあるが、重要事項の議員小グループ討議の開催増が必要 ・政策討論会の実績が少ない	改正の必要なし	政策サイクルについて意識しながら取り組む必要がある	今後も政策サイクルについては、活性化策等に掲げて取り組む必要がある
	(記述)					②	・政策討論会実施の成果を有効に反映するためのスケジュールを意識した議会運営が必要			
						③				

条 項		検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
第17条	議員政策討論会の開催	④									
		⑤									
		15	1	0	0	0	2 議員政策討論会について必要な事項は、議長が別に定めます。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
第18条	適正な議会費の確立	15	0	0	1	0	議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指します。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④					・一定の標準率とは何か？共通認識を図る				
		⑤									
		15	1	0	0	0	2 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算を確保します。	・議員の視察など、適正な議員健康管理での宿泊日数などに欠如している	改正の必要なし		現在行っている「政務活動費」の議論の中で検討する
		(記述)									
		②					・現在検討中の政務活動費導入を実現する				
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	3 議会は、議長交際費を含めて、議会費の使途等を議会だより及び議会ホームページ等により町民に公表します。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
第19条	議長、副議長志願者の所信表明	15	0	0	0	1	議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けます。	・所信説明は端的で、3分以内の時間制限をする	改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									

条 項		検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
第20条	附属機関の設置	16	0	0	0	0	議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で 構成する附属機関を設置します。	・ 諮問機関をもっと設置して良いのでは	改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
第21条	調査機関の設置	16	0	0	0	0	議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の2の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。	・ 嵐山の問題など100条1 委員会の設置を検討してもよかったのでは、設置在りでなく	改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	3 調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									

条 項		検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
第22条	議会事務局の体制整備	16	0	0	0	0	議会は、法第138条第2項の規定に基づき、芽室町議会事務局を置きます。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		14	0	1	1	0	2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ 効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。	・議員の成りて増を考え、事務局機能、人数の増をはかり、議員の業務、出役減を	改正の必要なし	「当分の間」について、文言の整理必要	「当分の間」について、文言の整理について検討する
		(記述)									
		②									
		③ ・議会事務局人数の明記を。5名以内（議員4人に1名を最低ラインとし）。同時に事務局権限、責務の強化									
		④ ・なお、当分の間は、執行機関の～は必要か？									
		⑤									
		16	0	0	0	0	3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
第23条	議会図書室の充実	14	2	0	0	0	議会は、法第100条第18項の規定により、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化します。	・オープンスペースにある議会図書室の活用について、新庁舎移転後検討がなされていない ・IT化の時代において議会図書室機能を強化することを目指す必要性は薄れている。現状を維持していくことでよい	改正の必要なし	議会図書室の活用の方向性について検討が必要	議会図書室の活用については今後の方向性について検討する
		(記述)									
		② ・より使いやすい議会図書室実現のための検討を行う									
		③									
		④									
		⑤									
		13	1	0	1	1	2 議会図書室は、議員のみならず、町民、町長等においても利用することができます。	・周知が足りていない	改正の必要なし	議会図書室の活用の方向性及び条例の文言について検討が必要	議会図書室の活用については今後の方向性について検討する。文言について検討する。
		(記述)									
		② ・情報発信と展示方法などを芽室図書館との協力を得ながら検討する									
		③									
		④ ・「町長」の字句の整理が必要と感じる									
		⑤ ・町長等とあるので問題はないが、職員という表現もあるのではないか									

条 項		検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
第24条	議会改革及び活性化の推進	15	0	0	1	0	議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めます。	・改革及び活性化に努めるとともに、町民に取組をより知っていたく工夫が必要と思う	改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	2 議会は、前項の改革に取り組むため、議会活性化計画を策定し、実行と評価について全議員で協議します。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	3 議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行います。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	4 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行います。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
15	1	0	0	0	5 議会は、議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映します。	・モニターは自ら志願するものだけが重要で、少なくともやむを得ない	改正の必要なし				
(記述)											
②											
③											
④											
⑤											

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み		
	①	②	③	④	⑤							
第25条	災害時の対応	16	0	0	0	0	議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行います。		改正の必要なし			
		(記述)										
		②										
		③										
		④										
		⑤										
		16	0	0	0	0	0	2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定めます。		改正の必要なし		
		(記述)										
		②										
		③										
④												
⑤												
第26条	通年議会	15	0	1	0	0	議会は、第24条の目的を達成し使命を果たすため、会期を通年とします。	・議員のなり手不足に、通年議会も影響している	改正の必要なし			
		(記述)										
		②										
		③					・通年議会の見直し検討（廃止在りきではない）。町議会の権能、業務の点検で					
		④										
		⑤										
		16	0	0	0	0	0	2 会期を通年とするために必要な事項は、会議条例で定めます		改正の必要なし		
		(記述)										
		②										
		③										
④												
⑤												
		16	0	0	0	0	議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行います。		改正の必要なし			
		(記述)										
		②										
		③										
		④										
		⑤										

条 項		検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
第27条	議会運営の原則	16	0	0	0	0	2 議会は、芽室町議会傍聴条例（平成24年条例第34号）に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行います。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	3 議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由、再開の時刻を傍聴者に説明します。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
第28条	議員定数	13	2	1	0	0	法第91条第1項の規定に基づき、芽室町議会の議員の定数は、16人とします。	・ 前回の改選期で無投票だった事を詳細に検討すべき	改正の必要なし		現在行っている「定数」の議論の中で検討する
		(記述)									
		②					・ 本町の現状と将来・未来永劫の発展を鑑みた時に定数変更の事を議員間でもっと話し合いの時間を設ける。 ・ 定数についての議員間討議が必要				
		③					・ 14名				
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	2 議員定数の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分活用します。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	3 議員定数の改正については、法第 74 条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									

条 項		検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
第29条	報酬等	12	3	1	0	0	議員の報酬及び費用弁償並びに期末手当（以下「報酬等」という。）は、別に条例で定めます。	・ 出役、責務に見合わない ・ 期末手当等、職員と同様ない時期、率とする	改正の必要なし		現在行っている「報酬」の議論の中で検討する
		(記述)									
		②	・ 議員のなり手不足を考えた際に社会通念上の思考も必要と思われるので期末手当の時期は、一般社会と同等の時期が望ましいと考える。 ・ 現在の社会情勢に見合った報酬についての検討を進め、その実現に向けた取り組みをすすめる ・ 期末手当の支給方法について検討								
		③									
		④									
		⑤									
		15	1	0	0	0	2 前項に規定する条例においては、適正な報酬等の確立を期するため、報酬の標準率又は報酬額を示します。		改正の必要なし		現在行っている「報酬」の議論の中で検討する
		(記述)									
		②	・ 前項と同様に社会通念上の適正な額について議員間で討議を重ねたい								
		③									
		④									
		⑤									
	15	0	0	1	0	3 報酬等の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用します。		改正の必要なし		現在行っている「報酬」の議論の中で検討する	
	(記述)										
	②										
	③										
	④	・ 報酬等の改正に当たっては、社会性、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用します。									
	⑤										
	16	0	0	0	0	4 報酬等の改正については、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。		改正の必要なし			
	(記述)										
	②										
	③										
	④										
	⑤										
		16	0	0	0	0	この条例は、議会の最高規範であり、この条例に違反する条例、規則、規程等を制定しません。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									

条 項		検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
第30条	最高規範性	16	0	0	0	0	2 議会及び議員は、この条例を遵守します。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	3 議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断します。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
④											
⑤											
第31条	検証及び見直し手続	14	0	1	0	1	議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表します。	・改選後1年目にはその成果、評価が難しい	改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③					・原則2年に回で、必要に応じて適時に実施、公表とする				
		④									
		⑤					・議員のなり手不足を解消するためにもケースバイケースで検証が必要と考える				
		16	0	0	0	0	2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたうえで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	3 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を町民に説明します。		改正の必要なし		
		(記述)									
		②									
		③									
		④									
		⑤									



2024 マニフェスト大賞議会改革部門優秀賞



[政策提案する議会へ]

北海道芽室町議会

082-8651

北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地

<http://www.memuro.net/gikai/gikai.htm>

e-mail g-shomu@memuro.net

tel0155-62-9731 fax0155-62-9813